

# 地区計画ガイド

## ① 鹿島地区

### <地区計画の目標>

鹿島地区は、国道37号と中心市街地（中心商店街）を結ぶ道道伊達紋別停車場線の沿道に形成された商店街であり、都市計画道路「伊達街道」の拡幅整備に併せ、本市の地域特性を踏まえたまちなみ景観の創造等、魅力ある商店街形成をめざし、商店街近代化事業が行われました。

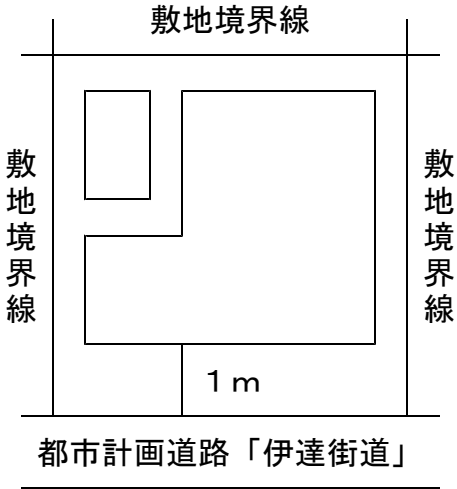
そこで、地区計画では、街路事業及び商店街近代化事業の事業効果の維持・増進を図り、今後予想される建築物等の用途の混在等による、環境の悪化を未然に防止し、ゆとりと潤いのあるまちなみ景観を創出・保全することにより良好な商店街の形成をめざしています。

### <土地利用の方針>

魅力ある商店街を形成するため、「商業業務地区」にふさわしい土地利用を図るとともに、共同施設化等による土地の有効利用をめざしています。

# ＜鹿島地区＞

## 地区計画区域内における建築物の制限内容

地区の細区分 (基本用途)	建築物の制限に関する事項		
	建築物の用途の制限	建築物の壁面の位置の制限	建築物等の形態又は意匠の制限
商業業務地区 (近隣商業)	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれに付属する建築物以外は建築出来ません。</p> <p>①店舗、飲食店 ②事務所 ③前2号の用途に供する建築物で、かつ居住の用をかねるもの ④ホテル、旅館 ⑤診療所 ⑥パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食料品製造工場 ⑦巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p>	<p>外壁等の面から都市計画道路「伊達街道」の道路境界線（隅切部分を除く。）までの距離の最低限度は、1mです。</p> 	<p>外壁の色彩は白を基調とし、外装については日本瓦を使用した小屋根を設け、近代和風の建物とする。</p>

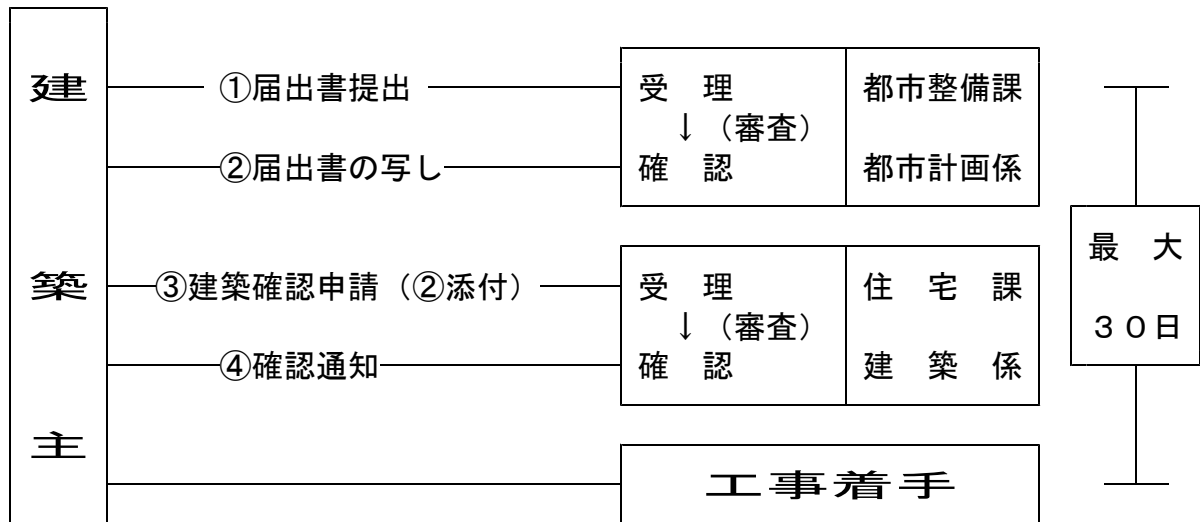
# 鹿島地区では、建築物の新築、増改築を行う前に、次のような手続が必要となります。

## ■届出が必要な行為

- 1, 建物の新築、増改築
- 2, 車庫、物置等の設置
- 3, 工作物の新築、改築
- 4, 土地の区画形質の変更
- 5, 土地の用途の変更 など

## ■届出の方法

- ・届出期限：工事着工の30日前まで
- ・届出窓口：都市整備課都市計画係（届出用紙も用意してあります。）



お問い合わせ先

## 伊達市建設部都市整備課都市計画係 ・住宅課建築係

伊達市鹿島町20番地1 電話 0142-23-3331  
FAX 23-4414